

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年7月19日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年8月6日から同月26日まで縦覧に供する。

令和6年7月30日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中井手地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新開地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 葛谷東地区	〃